

鳥栖市監査告示第 20 号

令和 5 年 10 月 25 日

監 査 結 果 報 告 書

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

小 石 弘 和

鳥 監 第 1330 号

令和 5 年 10 月 25 日

鳥栖市長 向 門 慶 人 様

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

小 石 弘 和

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会の財政援助団体等  
監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

## 財政援助団体等監査結果報告

監査対象団体	社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会
所 管 課	健康福祉みらい部 地域福祉課
団体の概要	鳥栖市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。また、鳥栖市社会福祉会館を管理する指定管理者の指定を受けている。
監査対象事務	令和4年度における市補助金収入及び社会福祉会館指定管理料に係る出納その他の事務
監査実施日	令和5年10月4日（往査により実施）
監査の方法	提出された資料及び関係帳簿類を照合し、必要に応じて関係者の説明を聴取する等の方法により、補助金が交付目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る収支等の会計が適正に処理されているか、施設管理が条例、協定書、仕様書等に基づき適正に行われているかについて鳥栖市監査基準に準拠し監査を実施した。
監査の結果	監査対象の事務については、留意すべき事項はあるものの概ね良好に執行されていた。 なお、留意すべき事項については、その内容を所管課に説明し、注意喚起を行うよう要請した。